

○那珂市都市計画審議会条例

平成12年3月15日

条例第21号

改正 平成16年12月7日条例第55号

平成19年12月6日条例第22号

那珂市都市計画審議会条例(昭和45年那珂市条例第13号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2第1項及び第3項の規定に基づき、那珂市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令(昭和44年政令第11号)第3条第1項及び第2項に規定する者のうちから次の各号に掲げる者について市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者 6人以内
- (2) 市議会の議員 4人以内
- (3) 関係行政機関の職員又は県の職員 2人以内
- (4) 一般公募による市民 4人以内

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第3条 審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が委嘱し、又は任命する。

4 臨時委員は、その特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、その専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、第2条第2項第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員の任命後最初に開かれる会議並びに会長及び前条第3項の会長があらかじめ指

名した委員がともに欠けたときの会議は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(幹事)

第6条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の那珂町都市計画審議会条例第1条の規定により置かれていた那珂町都市計画審議会は、この条例による改正後の那珂町都市計画審議会条例第1条の規定により置かれた那珂町都市計画審議会となるものとする。

(瓜連町の編入に伴う経過措置)

3 瓜連町の編入の日前に、瓜連町都市計画審議会条例（平成13年瓜連町条例第50号）の規定に基づき審議会の委員に任命されている者は、この条例の規定に基づき任命された委員とみなす。

4 前項の規定による委員の任期は、この条例の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則（平成16年条例第55号）

この条例は、平成17年1月21日から施行する。

附 則（平成19年条例第22号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。